進級判定における「除籍・退学勧告・留年・仮進級・厳重注意・注意」の原則

2026（令和 8）年度

区分	対象者・対応など
除籍	［対象者］学則に定める在学年限に達した者（※1） ［対　応］教授会の審議を経て、学長が除籍する。 保護者を交えての個別面談 ［対応者］医学部長・教務委員長・カリキュラム委員長・ 学生部長・医学教育研究室（代表者）
退学勧告	［対象者］各学年の総合成績において、累積 3 回以上 GPA が 1.0 未満となった者 ［対　応］保護者を交えての個別面談（本人の学修継続の意思を確認する） ［対応者］医学部長・教務委員長・カリキュラム委員長・ 学生部長・医学教育研究室（代表者）
留年	［対象者］進級判定会議にて留年の判定を受けた者 ［対　応］保護者を交えての個別面談 ［対応者］医学部長・教務委員長・カリキュラム委員長・ 学生部長・医学教育研究室（代表者）
仮進級	［対象者］総合成績の順位に関係なく、「再試験不合格」等により単位未取得科目がある者 ［対　応］対象学生との集団面談（※2） ［対応者］教務委員長・カリキュラム委員長・学生部長・ 医学教育研究室（代表者） ［解除条件］次年度に不合格科目の試験（課題）等を再度受験し、これに合格し、単位等を取得すること。 ［補足事項］上記の解除条件を満たすことができなかった場合は、進級できない。また、不合格科目のみならず、次年度に配置されたすべての科目等に合格しなければ、特段の理由がない限り、進級できない。
厳重注意	［対象者］①総合成績において、平均点-2ＳＤ未満の者, ②前年度「留年」「厳重注意」「注意」「仮進級」等とされ、 本年度の判定でも「仮進級」「注意」に該当する者 ［対　応］対象学生との集団面談（※2） ［対応者］教務委員長・カリキュラム委員長・学生部長・ 医学教育研究室（代表者） ［補足事項］次年度の成績も下位（厳重注意相当）である場合、留年の可能性が高くなることを伝達する。
注意	［対象者］総合成績において、平均点-1.5ＳＤ未満の者 ［対　応］対象学生との集団面談 ［対応者］教務委員長・カリキュラム委員長・学生部長・ 医学教育研究室（代表者）

（※1）　順天堂大学学則（抜粋）

第 17 条　修業年限は、医学部（中略）においては 6 年（中略）とし、在学年限は（中略）修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2　医学部（中略）における、同一学年の在学年限は 2 年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1 年に限り延長を許可することができる。

第 33 条　次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(2)　第 17 条第 1 項に定める修業年限の 2 倍を超えてなお卒業できない者又は同条第 2 項に定める在学年限を超える者

（※2）但し、仮進級と厳重注意の両方の判定を受けた学生は、保護者を交えての個別面談

（補足事項）

・面談の対応・対応者等は、面談対象人数や成績不良内容等で、状況に応じて変更する可能性がある。
・各科目の責任者、担任等が同席する場合がある。
・M1 学生の面談は、教務委員（一般教育）が同席する場合がある。